

令和元年台風第19号により被災された 中小企業・小規模事業者の皆様へ 補助金申請の手続きはお済みですか？

県では、令和元年台風第19号により被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、2つの補助制度を御用意しています。

補助金には申請期限が定められていますので、該当する方はそれぞれの申請期限までに手続きをお願いします。※相談は随時受け付けております

1. 栃木県中小企業等グループ施設等復旧整備 補助事業（グループ補助金）

(1) 受付締切

- | | | |
|---|--------------------|--------------------|
| ① | 令和2(2020)年6月26日(金) | |
| ② | 7月31日(金) | <u>(最終) グループ申請</u> |
| ③ | 8月28日(金) | |
| ④ | 9月25日(金) | <u>(最終) 補助金申請</u> |

(2) 補助額・対象経費

補助上限額 15億円
補助率 3/4以内
対象経費 施設、設備等

(3) 留意事項

- 保険等の支払いの対象となるものは対象経費から除外されます。
- すでに支出済みの経費であっても、対象となる場合があります。
- 原則、施設及び設備の被災前の現状復旧に要する経費が対象となります。

・詳細については、県ホームページをご覧ください。

「栃木県 グループ補助金」で検索



2. 栃木県地域企業再建支援事業費補助金

(1) 募集期間

- ① 令和 2 (2020) 年 6 月 1 日 (月) ~ 6 月 26 日 (金)
② 9 月 1 日 (火) ~ 9 月 25 日 (金) **最終締切**

(2) 補助額・対象経費

補助上限額 **2,000万円**
補助率 **2/3以内**

〔「小規模事業者」に該当する場合は、補助下限額が 200万円になります。〕

| | | |
|--------|-------|---------|
| 機械装置等費 | 広報費 | 展示会等出展費 |
| 旅費 | 開発費 | 資料購入費 |
| 雑役務費 | 借料 | 専門家謝金 |
| 専門家旅費 | 車両購入費 | 設備処分費 |
| 委託費 | 外注費 | |

(3) 留意事項

- 保険等の支払いの対象となるものは対象経費から除外されます。
- すでに支出済みの経費であっても、対象となる場合があります。
- 事業再建・生産性向上に寄与する取組であることが必要です。

・詳細については、**県ホームページ**をご覧ください。

「栃木県地域企業再建支援事業費補助金」で検索



お問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 経営支援課 中小企業等復興支援担当

(宇都宮受付センター)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁南館4階

TEL 028-623-2422 FAX 028-623-3182

(県南受付センター)

〒327-8503 佐野市堀米町607 県庁安蘇庁舎福利厚生棟2階

TEL 0283-85-9505 FAX 0283-85-9508

※補助金の申請を予定されている方のご相談を受け付けております※
(内容の確認等にお時間がかかる場合がありますので、早めのご相談をお願いいたします)